

加古川市窓口業務支援システム
構築および運用保守業務
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市市民協働部
市民課
（令和4年6月）

1 趣旨

加古川市（以下、「市」という。）では、2021年3月に「加古川市スマートシティ構想」を策定し、「誰もが豊かさを享受できる スマートシティ加古川」の基本理念のもと、さまざまな市の課題についてICTを活用して解決するとともに、市民の誰もがその豊かさを享受することで生活の質を高め、ひいては市民満足度を向上させることを目指し、様々な取組を展開している。

また、自治体の窓口業務に関する国の動向としては、デジタル庁が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにする。」とされ、「デジタル機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、窓口での行政手続の負担軽減を始め、デジタル化の恩恵を実感できること。」とされるなど、デジタルにより目指す社会の姿が示されている。

市においても、証明書のオンライン申請をはじめ、市民の利便性の向上に寄与する取組を実施しているところであるが、加えて市民の負担軽減および職員の行政事務の効率化を推進させるため、このたび窓口業務支援システムを導入することとした。

これらを踏まえ、窓口業務支援システム構築および運用保守業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下、「契約候補者」という。）および契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、契約候補者および次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名：加古川市窓口業務支援システム構築および運用保守業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的：

現在、市の窓口においては、転入・転出等による住民異動の届出や、住民票の写し等の各種証明書の交付申請を行う際には、申請書を手書きで作成する必要がある。

申請書の手書きは市民にとって負担となっており、また、手書きで記入された申請書に少なからず存在する記入漏れや記入誤りの確認・訂正に、市民と職員双方が時間と手間を取られており、これらの解消が課題である。

そこで、市民から提示された本人確認書類の情報をもとに、職員が市民に代わって申請書を作成でき、さらに申請書を作成する際に入力したデータを自動で基幹系システムに連携できるシステムを導入する。これにより、記入項目を最小限とし、市民および職員の負担軽減と窓口業務の効率化を目的とする。また、将来的にはワンストップ窓口に繋げ、市民の視点に立った質の高いサービスの実現を目指す。

(3) 業務内容：「加古川市窓口業務支援システム構築および運用保守業務仕様書」
(別紙1、以下、「仕様書」という。) のとおり

(4) 履行期間：

システム構築期間 契約締結日から令和5年2月28日まで

システム運用保守期間 サービス開始日から令和8年12月31日まで

※サービス開始日は各者提案によることとするが、「対象業務一覧」(別紙3) 中【証明書の対象業務】のうち<市民課業務>については、令和5年2月1日までにサービスを開始するものとする。

3 施行予定額

次に掲げる額をそれぞれ提案限度額とする。

(1) システム構築業務委託(令和4年度完成払)

22,000,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

(2) システム運用保守業務委託(サービス開始月から令和8年12月31日までの総額)

14,960,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

※うち令和4年度の上限額は1,760,000円

※システム運用保守業務委託料については、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降の歳入歳出予算の該当金額について減額または削除があった場合は当該契約を解除する。

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市窓口業務支援システム構築および運用保守業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

(1) プロポーザルへの参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者(以下、「参加者」という。)の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

(2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。

(3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。

(4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。

(5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15日程および提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）第 76 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。 (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 消費税および地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
事業所の要件	ISO27001（ISMS）、ISO27017（クラウドサービスセキュリティ）又は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のいずれかを取得していること。
業績実績	過去 5 年以内に人口 10 万人以上の地方公共団体において、窓口業務支援システムの構築または運用保守の契約実績があること。 ※ 履行中の業務も含む。
経営の安定性	(1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 3 月 16 日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式 1）に質問事項を記載のうえ、令和 4 年 7 月 14 日（木）17 時 15 分までに、電子メールにより「18 問合せ先」に送信すること。メールの件名は「(会社名) 加古川市窓口業務支援システム構築および運用保守業務に関する質問について」とすること。なお、質問受付期間を過ぎて受信した質問や電子メール以外による問合せについては回答しない。
- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールで、令和 4 年 7 月 20 日（水）までに回答する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、下記の書類を市民課に提出すること。

① 提出書類：

- ・ プロポーザル参加表明書（様式2）
※代表者印を押印すること。
- ・ 会社概要票（様式3）
- ・ 業務実績調書（様式4）
- ・ 参加資格要件に定める業務実績がわかる契約書、仕様書等の写し等
- ・ 加古川市市税確認承諾書（様式5）
※課税の有無にかかわらず、提出すること。
- ・ (国税)納税証明書（その3の3）
※写し可、提出日から3カ月以内に発行されたものであること。
- ・ 会社概要（パンフレットなど任意）
- ・ ISO27001（ISMS）、ISO27017（クラウドサービスセキュリティ）、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）を取得していることが確認できる書類の写し等

② 提出先：加古川市市民協働部市民課

③ 提出期限：令和4年7月4日（月）17時15分必着

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式6）又は「参加資格審査結果通知書」（様式7）により、令和4年7月8日（金）までに参加希望者に通知するものとする。なお、参加者には、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」とともに、基幹系システム（住民情報システム）のデータフォーマットを提供する。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって市民課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式8）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに市民課に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の提出

参加者は、仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、「企画提案書等作成要領」（別紙5）に沿って作成した以下の書類を提出すること。なお、企画提案書等に記載された内容については、企画提案時に提出した見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

- ①企画提案書等提出届（様式9）
- ②プロジェクト体制図（任意様式）
- ③業務実施体制調書（様式10）
- ④管理技術者(管理責任者)調書（様式11）
- ⑤担当技術者(担当者)調書（様式12）
- ⑥企画提案書（任意様式）
- ⑦機能要件回答書（様式13）
- ⑧見積書および見積内訳書（任意様式）

(2) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 10部

※企画提案書等の電子ファイル一式を納めたCD-ROM又はDVD-ROMを1枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office または Acrobat Readerにて参照可能な形式とすること。

(3) 提出の期限、方法および場所

期限：令和4年7月29日（金）17時15分必着

方法：直接市民課窓口へ持参か、書留郵便とする。

場所：加古川市役所 新館1階 市民協働部市民課
加古川市加古川町北在家2000番地

※電子メールでの提出は不可とする。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかった企画提案書は受け付けない。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）のうち、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）までとする。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問合せを行った場合は、問合せを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 審査（企画提案書等およびプレゼンテーションによる審査）

(1) 参加者を対象にプレゼンテーションを実施する。

日時：令和4年8月8日（月）（予定）

場所：加古川市役所 ※詳細は、別途連絡する。

時間：準備10分、説明30分、質疑20分予定

ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することと

し、スクリーン等に投影して説明する場合を含み資料の差替え・追加は認めない。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションにおける質疑応答の内容は、企画提案書等に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーンとプロジェクターは市が用意する。

エ 参加者の出席者は4名以内とする。

オ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(2) 企画提案書等およびプレゼンテーションの結果を審査・採点して契約候補者等を選定する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式14）により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式15）により通知する。

ウ 上記アおよびイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式16）により通知する。

(3) 上記(2)の通知は、令和4年8月12日（金）までに発送する。

(4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって市民課に説明を求めることができるものとする。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「採点基準表」（別紙6）により、契約候補者および次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち見積評価点を除いた1,000点満点中の6割に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

市民課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更および削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約金額（長期継続契約においては契約金額の総額）の10分の1に相当する額以上を契約締結前に納付すること。ただし、契約候補者が加古川市財務規則（昭和44年5月31日規則第13号）第99条各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除する。

15 日程および提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和4年7月4日（月） 17時15分まで（必着）	様式2～様式5、 必要書類	参加希望者 ⇒市
参加資格審査結果の 通知	令和4年7月8日（金） までに発送	様式6または様式7	市 ⇒参加希望者
質問締切	令和4年7月14日（木） 17時15分まで	様式1	参加者⇒市
質問に対する回答	令和4年7月20日（水） までに回答	メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和4年7月29日（金） 17時15分まで（必着）	様式9～様式13 プロジェクト体制図 企画提案書 見積書	参加者⇒市 正本1部 副本10部
プレゼンテーション	令和4年8月8日（月） （予定）	—	
選定結果等の通知	令和4年8月12日（金） までに発送	様式14～様式16	市⇒参加者
契約候補者との協議	令和4年8月25日（木） まで	—	—
次点者との協議	令和4年8月29日（月） まで ※	—	—
契約締結日（予定）	令和4年9月2日（金）	契約書	—

業務の履行開始 (予定)	令和4年9月2日(金)	—	—
-----------------	-------------	---	---

※契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

加古川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除き、原則として公開の対象文書となる。

17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提出書類の提出期限を過ぎた場合

② 募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合

③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

※虚偽の記載をした場合、指名停止措置を行うことがある。

④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については市の許可なく開示できないこととする。

(5) 提出された企画提案書等は返却せず市の組織内で複写・配付を行う場合がある。

(6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問合せ先

加古川市役所市民協働部市民課 担当 磯野、星

電 話：079-427-9077（直通）

F A X：079-425-6203

E-mail：shimin@city.kakogawa.lg.jp

以上